**前橋市選挙管理委員会ツイッターアカウント運用ポリシー**

前橋市選挙管理委員会では、選挙期日、選挙啓発等に関する情報について、ソーシャルメディア（公式ＳＮＳ）を利用し、発信を行います。公式ＳＮＳアカウントの利用による情報発信であることから、次のとおり、運用ポリシーを定めます。

令和２年１１月２４日

**１　ソーシャルメディアサービス名**ツイッター（Twitter）

**２　アカウント名（ＩＤ）**  
前橋市選挙管理委員会（@maebashi\_senkan）

**３　ＵＲＬ**http://twitter.com/maebashi\_senkan

**４　発信する情報**選挙執行や選挙啓発など、選挙に関する情報を発信します。

**５　運用管理責任者・投稿者**

運用管理責任者は、前橋市選挙管理委員会事務局長とし、発信は、前橋市選挙管理委員会事務局長の責任の下に前橋市選挙管理委員会事務局職員が行います。

**６　運用方法**

(1)ツイッターは、情報発信のＳＮＳとして活用します。また、コメントやダイレクトメッセージに対しての返信は、原則として行いません。

　(2) リプライ・リツイート・フォローは、原則として行いません。ただし、各選挙管理委員会又は明るい選挙推進協議会の公式アカウントには、フォローする場合があります。

　(3) 選挙に関するご意見やお問合せは、前橋市ホームページ内の選挙管理委員会事務局「問い合わせフォーム」からお送りください。

**７　免責事項**

　(1) 公式ＳＮＳへの投稿は、細心の注意を払って行いますが、情報の正確性・完全性・有用性について保証するものではありません。

　(2) 前橋市選挙管理委員会は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

　(3) 前橋市選挙管理委員会は、予告なく運用ポリシーを変更し、運用方法を見直し、又は運用を中止する場合があります。

**８　著作権について**

原則として、当ツイッターに掲載している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の著作権は、前橋市選挙管理委員会又は原著作者に帰属します。ただし、リツイートの機能を使用し、情報を拡散していただくことについては、問題ありません。

**９　削除ルールについて**

次に掲げる投稿・コメントを禁止するとともに、該当するものについては、予告することなく削除する場合があります。

　(1) 法令又は条例に違反し、又は違反する恐れのあるもの

　(2) 第三者を差別し、誹謗中傷し、又はプライバシー、人権等を侵害するもの

　(3) 公序良俗に反し、又は反する恐れのあるもの

　(4) 建設的な議論を妨げるもの

　(5) なりすましによるもの又は虚偽若しくは事実誤認の内容を含むもの

　(6) 個人を特定する内容を含むもの

　(7) わいせつ表現等を含む不適切なもの

　(8) スパム行為に該当するもの

(9) 著作権、商標権その他の前橋市選挙管理委員会又は第三者の権利を侵害するもの

(10) 専ら宣伝等の商業的行為を目的とした、自己の商品、店舗又は会社の紹介等に該当するもの

(11) 犯罪行為を目的とし、又は犯罪行為を誘発させるもの

(12) 他のユーザーが不快と感じるもの

(13) その他前橋市選挙管理委員会が不適切と判断したもの